

保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱いについて

1. 付随事業として扱い、事前相談及び寄附行為変更が**必要**な事業

下記に該当する事業は、原則として**付随事業**として扱い、都への事前相談及び認可を得たうえで寄附行為に記載することとします。

※事前相談及び寄附行為変更が必要な事業の実施については、令和7年1月31日6生私行第4053号「幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の取扱いについて（通知）」の別添1を参照してください。

- ① **幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設**（認可外保育施設等）を設置する場合。
- ② 上記①を除く、学校法人が設置する**幼稚園及び認定こども園に併設される保育所等**（認可保育所、認証保育所又は認証保育所以外の認可外保育施設等）を設置する場合。
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する**児童発達支援事業**を実施する場合

2. 付随事業として扱い、事前相談及び寄附行為変更が**不要**な事業

下記に該当する事業は、**付随事業として位置付けた上で、事前相談及び当該事業の寄附行為へ記載を不要**とします。

- ① 学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の**在園児を対象とした補助活動事業**（在園児を対象としたバス送迎、課外教室等）。
- ② 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する**地域子ども・子育て支援事業**のうち、以下に該当する事業
 - （ア）子ども・子育て支援法第59条第2号に規定する必要な保育を確保する事業（**延長保育事業**）
 - （イ）児童福祉法第6条の3第2項に規定する**放課後児童健全育成事業**
 - （ウ）児童福祉法第6条の3第6項に規定する**地域子育て支援拠点事業**
 - （エ）児童福祉法第6条の3第7項に規定する**一時預かり事業**
- ③ 上記②に該当するものを除く、**乳幼児のみを対象とする預かり事業等**

※上記①～③に類する事業で、関係する行政機関の許認可を必要とする事業については、①～③と同様の扱いとするかは事前相談を受けたうえで個別判断とします。

3. 会計処理について

上記1に該当する事業については、各事業における経営状況を明らかにする観点から、会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととします。